阿賀野川上流部河道計画検討会 設立趣意書(案)

阿賀野川直轄管理区間のうち渡場床固より上流(以下、「阿賀野川上流部」という。)では、当該施設の敷高が高く河積阻害となっており、整備計画目標流量に対し流下能力が不足していることから、当該施設の改築を含めた断面確保が必要である。

しかしながら、阿賀野川上流部はかつて氾濫・蛇行を繰り返し河道の変遷が激しい河状を呈する地形条件にあり、現在も河道平面線形・縦断地形とも複雑であって、渡場床固設置以前には右岸阿賀野市小浮地区において融雪出水による堤防欠損がおよそ1,100mにわたり生ずるなど複雑な流れ場にある。また、渡場床固により当該施設上流の河床は維持されてきたが、当該施設下流では深掘が進行しており、河床維持の観点からも課題を有する。

このような諸課題に対処しつつ河道計画を検討する上においては、三次元的な水理特性把握、河床変動特性把握が必要であり、学識者、有識者から意見、助言をいただくため、「阿賀野川上流部河道計画検討会」を設立するものである。

阿賀野川上流部河道計画検討会 規約(案)

(名 称)

第1条 本会は、「阿賀野川上流部河道計画検討会」(以下、「検討会」という。)と称する。

(目 的)

第2条 検討会は、複雑な流れ場にある渡場床固周辺及びその上流区間(以下、「阿賀野川上流部」という。)の流下能力確保に向けて、現況水理特性、渡場床固の現有機能を十分考慮し、阿賀野川上流部の河道計画を検討するにあたり、専門的な知見に基づき、意見・助言を行うことを目的とする。

(検討会)

- 第3条 検討会の構成は別紙のとおりとする。
 - 2 検討会は全ての構成員が対等な立場で意見・助言を行うものとする。
 - 3 検討を進める上で別紙に掲げる者以外の者から意見・助言を受ける必要が生じた場合には、検討会に諮った上で、その者の出席を求めることができる。

(情報公開)

- 第4条 会議は、原則として公開とする。ただし、審議内容によっては非公開とすることができる。
 - 2 会議に用いた資料、議事概要などは、個人情報等の公開することが適切でない資料 等を除き、会議終了後事務局にて公開するものとする。

(事務局)

- 第5条 検討会の運営に関して必要な事務を処理するため、阿賀野川河川事務所調査課に 事務局を置く。
 - 2 事務局は、委員会の運営、進行及び招集を行う。

(雑 則)

第6条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は検討会に諮り定める。

(附 則)

本規約は、令和 年 月 日から施行する。

阿賀野川上流部河道計画検討会 委員名簿

細山田 得三 (長岡技術科学大学 教授)

安田 浩保 (新潟大学災害·復興科学研究所 准教授)

瀬﨑 智之 (国土技術政策総合研究所 河川研究部 河川研究室 主任研究官)

石神 孝之 (土木研究所 水工研究グループ 上席研究員)

(敬称略)